化学物質等のリスクアセスメント等の実施に関する自主点検表

甲府労働基準監督署

本自主点検表は、化学物質を取り扱う事業者向けのものです。

　令和４年２月に労働安全衛生法施行令の一部、同年５月に労働安全衛生規則等の一部が改正され、これらが令和５年４月１日から段階的に施行されていることから、本自主点検表を参考にし、必要な措置について計画的に実施しましょう。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業　種 |  | 事業場名 |  |
| 郵便番号 | 〒　　　－ | 事業場所在地 |  |
| 電話番号 |  | 労働者数（※役員は除く） |  |
| ご担当者  職氏名 |  | 振出番号（依頼文の右上にある番号を記載してください） |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 化学物質等の製造または使用の有無 | 有　・　無 |

※「無」の場合、以下の記入は不要です（「無」の場合でも提出してください）。

**● 用語説明 / 参照**

**【用語説明】**

※欄内のＱＲコードをスマホで読み込んでください。表示されない場合、一旦「ダウンロード」を行うと表示できる場合があります。スマホで表示できない場合は、以下の検索をパソコンから行うと同じものが表示されます。

→→　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 →→「トピックス」を参照。

リスクアセスメント対象物はこちら（エクセルデータ：令和7年4月1日現在）…

＝最新のSDS（安全データシート）の「15.適用法令」欄においても確認可能です。

なお、SDSでは「名称等を通知（表示）すべき危険物及び有害物」「通知（表示）対象物質」「ラベル表示・SDS交付義務対象物質」などと記載されています。

がん原性物質はこちら（エクセルデータ：令和6年4月1日現在）…

濃度基準値設定物質はこちら（エクセルデータ：令和6年4月1日現在）…………

皮膚等障害化学物質はこちら（エクセルデータ：令和7年7月14日現在）…

**【参照】**

化学物質による労働災害防止のための新たな規制（厚生労働省ホームページ）………

　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\_00005.html

検索

職場のあんぜんサイト　化学物質

検索

山梨労働局　労働基準監督署からのお知らせ







|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　製造又は取り扱う化学物質 | | |
| ①　リスクアセスメント対象物を製造していますか。（化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも製造に該当します。） | はい | いいえ |
| ②（①で「いいえ」と回答した場合）リスクアセスメント対象物を取り扱っていますか。（化学物質等を含む製品を業務で使用する等）　※化学物質等がタンクや配管の内部にしか存在せず、労働者が取り扱わない場合は該当しません。 | はい | いいえ |
| ア 製造又は取り扱う量が多い順に３種類（最大）のリスクアセスメント対象物の名称を記載してください（例：トルエン、アセトン）。  （１　　　　　　　　　　　）（２　　　　　　　　　　　）（３　　　　　　　　　　　） | | |
| イ 上記アのリスクアセスメント対象物を取り扱う場合、その用途は何ですか。  （１　　　　　　　　　　　）（２　　　　　　　　　　　）（３　　　　　　　　　　　）  ※a洗浄、b払拭、c吹き付け、d塗装、eその他 | | |
| ウ 上記アの製造又は取り扱うリスクアセスメント対象物の量はどのくらいですか（○○ｇ/日）。  （１　　　　　　　　　　　）（２　　　　　　　　　　　）（３　　　　　　　　　　　） | | |
| エ 上記アのリスクアセスメント対象物はどのくらいの頻度で製造又は取り扱っていますか。  （１　　　　　　　　　　　）（２　　　　　　　　　　　）（３　　　　　　　　　　　）  ※a毎日、b週に数回、c月に数回、d 年に数回、eその他 | | |
| ③　がん原性物質を製造又は取り扱っていますか。 | はい | いいえ |
| ④　濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っていますか。 | はい | いいえ |
| ⑤　化学物質等（又は化学物質等を含む製品）を他の事業者に譲渡・提供・販売していますか。 | はい | いいえ |
| ⑥（⑤で「はい」と回答した場合）譲渡する化学物質等（又は化学物質等を含む製品）にラベル表示を行い、安全データシート（SDS）等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。 | はい | いいえ |
| ２ リスクアセスメント等の実施体制等の整備状況（※１①、１②で「はい」と回答した場合ご回答ください。） |  | |
| ①　化学物質管理者を選任し、リスクアセスメント等（化学物質等の危険性又は有害性等の調査等）の実施に関する技術的事項の管理を行わせていますか。 | はい | いいえ |
| ②　選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。  ※「製造」事業場においては、告示で定める講習修了者から化学物質管理者を選任する必要があります。 | はい | いいえ |
| ③　選任した化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。 | はい | いいえ |
| ３　保護具着用管理責任者の選任等 |  |  |
| ①　リスクアセスメントの結果の措置として保護具を着用させる場合、必要な知識を有する保護具着用管理責任者を選任し、ⅰ適正な保護具の選択、ⅱ保護具の適正な使用、ⅲ保護具の保守管理、に関する事項を管理させていますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ②　選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ４　安全衛生委員会におけるリスクアセスメント等の実施等の調査審議状況 | | |
| ①　衛生委員会（又は安全衛生委員会）の運営規程等に調査審議事項として化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。※労働者数50人未満で衛生委員会等を設置していない場合は「非該当」としてください。 | はい | いいえ  非該当 |
| ②　衛生委員会（又は安全衛生委員会）において、リスクアセスメント等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、リスクアセスメント健康診断の実施状況等、今後の予定等について調査審議していますか。 | はい | いいえ |
| ※　労働者数が50人未満の事業場においては、上記について労働者の意見聴取を行っていますか。 |  |  |
| ５　リスクアセスメント等の実施状況 | | |
| ①　労働者への危険が予測される作業について、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、ＳＤＳ等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。 | はい | いいえ |
| ②　以下ア～ウに該当する場合に、リスクアセスメントを実施していますか。  ア　リスクアセスメント対象物を原材料等として新たに採用し、又は変更するとき  イ　リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う業務に係る作業の方法・手順を新規に採用し、又は変更するとき  ウ　リスクアセスメント対象物による危険性・有害性について変化が生じ又は生ずるおそれがあるとき（過去に提供されたSDSの危険性又は有害性に係る情報が変更されたとき、濃度基準値が新たに設定されたとき又は当該値が変更されたとき） | はい | いいえ |
| ③　リスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置の検討を行っていますか。 | はい | いいえ |
| ④　優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。  ※優先順位  ⅰ よりリスクが低い代替物への変更、ⅱ 工学的措置（密閉化等の設備的対策）、ⅲ 管理的措置（作業手順見直し、作業者への教育等）、ⅳ 個人用保護具 | はい | いいえ |
| ⑤　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で判断していますか。 | はい | いいえ |
| ⑥　化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、３年間保存していますか。 | はい | いいえ |
| ⑦　ＳＤＳ及びリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 | はい | いいえ |
| ⑧（※１③で「はい」と回答した場合ご回答ください）  　　がん原性物質を製造又は取り扱っている場合、労働者の氏名、作業記録、ばく露状況等を作成し、30年間保存していますか。 | はい | いいえ |
| ⑨（※１④で「はい」と回答した場合ご回答ください）  濃度基準値設定物質について、濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合に、労働安全衛生規則第577条の２第４項に基づく健康診断を速やかに実施していますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ⑩（※１④で「はい」と回答した場合ご回答ください）  濃度基準値設定物質を製造又は取り扱っている場合、リスクアセスメント等において、労働者のばく露濃度が基準値以下であることを確認していますか。 | はい | いいえ |
| ６　皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具等を着用させていますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ７　リスクアセスメント対象物を小分けにして保管する際は、当該物質の名称と人体に及ぼす作用について、容器に表示する等により、明示していますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ８　リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う設備に係る改造、修理、清掃等（当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業に限る）の仕事を外注する場合に、当該受注者に対し、当該リスクアセスメント対象物の有害性等の情報を文書交付等で通知していますか。 | はい | いいえ  非該当 |
| ９　労働者の雇入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。 | はい | いいえ |

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

自主点検の結果、実施できていない事項については、改善に取り組んでください。

**【自主点検表の提出先】**

甲府労働基準監督署　安全衛生課（TEL：055-224-5617）

FAX: 055-224-5618

メールアドレス：koufu-kantokusho@mhlw.go.jp

（メールで提出する場合、件名は「化学物質自主点検表の提出」としてください。）

※郵送での御提出も可です。